



次期京都市基本計画検討資料

政策分野 <人権・男女共同参画>

1 序

- 1-1 京都市基本構想における関連記述 1P
- 1-2 現行京都市基本計画に掲げた政策 2P
- 1-3 これまでの主な取組 3P

2 次期京都市基本計画策定に向けた論点 6P

- 2-1 論点1 現状と課題 7P
- 2-2 論点2 政策の基本方向 9P
- 2-3 論点3 市民と行政の役割分担と共汗 18P
- 2-4 論点4 10年後に目指すべき姿 20P

3 参考資料

- 3-1 現状分析関連データ 25P

・客観データ ・市民の声
・関係団体意見等 ・各区基本計画策定に当たって現時点で出された課題

- 3-2 主な分野別計画の概要 57P
- 3-3 融合委員会ワークショップ結果 59P



1 序

1-1 京都市基本構想における関連記述

～すべてのひとがいきいきとくらせるまち～

わたしたち京都市民は、子どもも高齢者も、女性も男性も、障害のあるひともないひとも、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、すべてのひとが自分の居場所を確認し、自己の資質を十分に発揮しつつ、いきいきと活動できる場所と機会に恵まれたまちをめざす。そのために、被差別の民衆が集まり日本で初めての人権宣言を行った全国水平社の設立や、（略）京都の人権尊重の文化と先進的な取組を継承し、発展させ、互いを思いやる心にあふれた市民生活をつくっていく。（略）

そして、さまざまな異なった社会的・文化的背景をもつひとびとが交わり、互いの違いを認め合いながら、社会生活のなかで守るべき公共心を深く身につけたうえで、それぞれに充足した生活を営むことができるような、開放的で居心地のよいまちである。（略）このようにすべてのひとがいかなる差別もなく、ひとりひとりが個人として厚く尊重されることが考えや行動の基本となるまち、多様な考え方や生き方が迎え入れられ、それらの交流のなかからより豊かな人間関係が育まれるようなまちを、わたしたち京都市民はつくっていく。

～ひとりひとりが支え、支えられるまち～

保健・医療・福祉の制度や雇用・就業形態をはじめとして、社会のあらゆるしくみが少子高齢社会、男女共同参画社会にふさわしいものへと改変される必要がある。



1－2 現行京都市基本計画に掲げた政策

～ひとりひとりが個人として厚く尊重される～

日々のくらしのなかに人権を大切にし，尊重し合う習慣が根付いた「人権文化」を築いていくことにより，子どもも高齢者も，女性も男性も，障害のあるひともないひとも，また国籍や民族，生まれや生い立ちに関係なく，すべてのひとがいきいきとくらせるまちをめざす。



1-3 これまでの主な取組

① 人権文化推進計画に基づき人権学習会等を推進

平成17年度～26年度

人権文化推進計画



② 男女共同参画社会づくりの指針として「男女共同参画推進条例」を制定し、広報活動や人権侵害防止などの様々な取組を実施

平成15年12月施行

男女共同参画推進条例



男女共同参画審議会



③ 外国籍市民の市政への参加を推進し、共に生きる社会の実現を目指して「外国籍市民施策懇話会」を設置

平成10年度設置

外国籍市民施策懇話会



外国籍市民施策懇話会

④ 「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」での議論を踏まえた、抜本改革・見直しの実施



◆京都未来まちづくりプランに掲載の関連事業

- ・ 世界人権問題研究センターの充実整備の検討
- ・ 「人権文化」の息づくまちづくりの推進
- ・ 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の策定
- ・ ドメスティックバイオレンス（DV）相談支援センター設置等によるDV対策の強化
- ・ 市の審議会等への女性委員の登用促進

2 次期京都市基本計画策定に向けた論点

論点1 現状と課題

- ◇ 活かすべきチャンス（追い風）は？放置できない問題（向かい風）は？
- ◇ 活用できる資源（強み）は？克服すべきこと（課題）は？

論点2 政策の基本方向

- ◇ 今後10年間の基本的考え，価値観は？

論点3 市民と行政の役割分担と共汗

- ◇ 政策の推進に当たって市民や行政が行うべきことは？

論点4 10年後に目指すべき姿

- ◇ 10年後のあるべき姿やそれが達成された状態を測る指標・目標値は？



2-1

論点1 現状と課題

- ◇ 活かすべきチャンス（追い風）は？放置できない問題（向かい風）は？
- ◇ 活用できる資源（強み）は？克服すべきこと（課題）は？



<現状分析>

外部環境分析（施策を推進するうえで、追い風又は向かい風となる変化や社会的な状況）	
追い風	向かい風
○人権の基本的な考え方は市民の間に定着しつつあることが伺える<25P> ○「男は仕事、女は家事、育児」という固定的な観念が薄れつつある<26P> ○人権問題の理解を深めるため、人権教育・啓発活動が必要とされている<27P>	○配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている<28P> ○ワーク・ライフ・バランスが進展しない<29P> ○依然として、女性の社会進出を阻害する要因が存在している<30P> ○格差社会の進行、インターネットの普及など社会情勢の変化に伴って、人権に関しても新たな問題が明らかになっている<31P>
京都の現況分析（他都市等と比較して、京都の現況が優位又は劣位である事項）	
京都の強み	京都が解決・克服すべき課題
○学校等における人権教育や市民しぶん等の広報誌等は有益<32P> ○DVIに関する京都市域のネットワークが運営されている<33P> ○ワーク・ライフ・バランスに関して、国では緊急宣言が発出され、京都においても国、京都府、経営者団体、労働者団体、本市によるオール京都体制で取り組むことが確認されている<34P> ○ワーク・ライフ・バランスに関連して次世代育成支援対策推進法、育児・介護休業法が改正され、法整備がされつつある<35P> ○男女雇用機会均等法等の改正により、女性の雇用分野等での社会進出が進んでいる<36P> ○昭和53年から男女共同参画市民会議が開催されている<37P> ○平成6年から男女共同参画の活動拠点として、男女共同参画センターが運営されている<38P> ○市民の人権への関心は高くなってきている<39P> ○新たな人権課題にも関心が高い<40P> ○充実した企業向け人権啓発の取組（講座、情報誌発行）<41P>	○人権が尊重されているという実感は十分とは言えない<42P> ○家事、育児等は、依然として女性に多くの負担がかかっている<43P> ○次世代を担う若者への男女共同参画理念の啓発が不十分<44P> ○市民、企業において、ワーク・ライフ・バランスの推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」という認識が途上にある<45P> ○人権啓発事業への参加が十分とは言えない<46P> ○市民の人権問題に対する意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとは言い難い<47P>



2-2

論点2 政策の基本方向

◇ 今後10年間の基本的考え，価値観は？



<現在の方向性>

- (1) 人権の基本的考え方：「個人の尊厳の保持及び可能性の伸展」「相互の人権の尊重」「人権の普遍性」「人権の日常性」
- (2) 人権施策の基本方針：「すべての人の人権を尊重する」「市民との協働（パートナーシップ）による推進」「総合的、戦略的な推進」
- (3) 人権上の重要課題：「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「その他の課題」
- (4) 人権施策を推進する上での柱：「教育・啓発」（気づく・学ぶ）, 「保障」（支える）, 「相談・救済」（まもる）
（京都市人権文化推進計画）

- (1) 「①オープン（開かれた）行政, ②オーディナリーな（あらゆる意味において特別でない, 普通の）行政, ③行政の行政依存からの脱却」の3つの視点からの行政の刷新
- (2) 市民の自主的な活動の支援など市民との協働による行政の推進
- (3) 同和行政の成果の継承
（京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告書）

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるようにするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。（男女共同参画推進条例）

男女共同参画社会の実現に向けて、「ひとが輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都」のまちづくりに取り組む
（きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画））

＜政策を進めるうえでの悩み＞

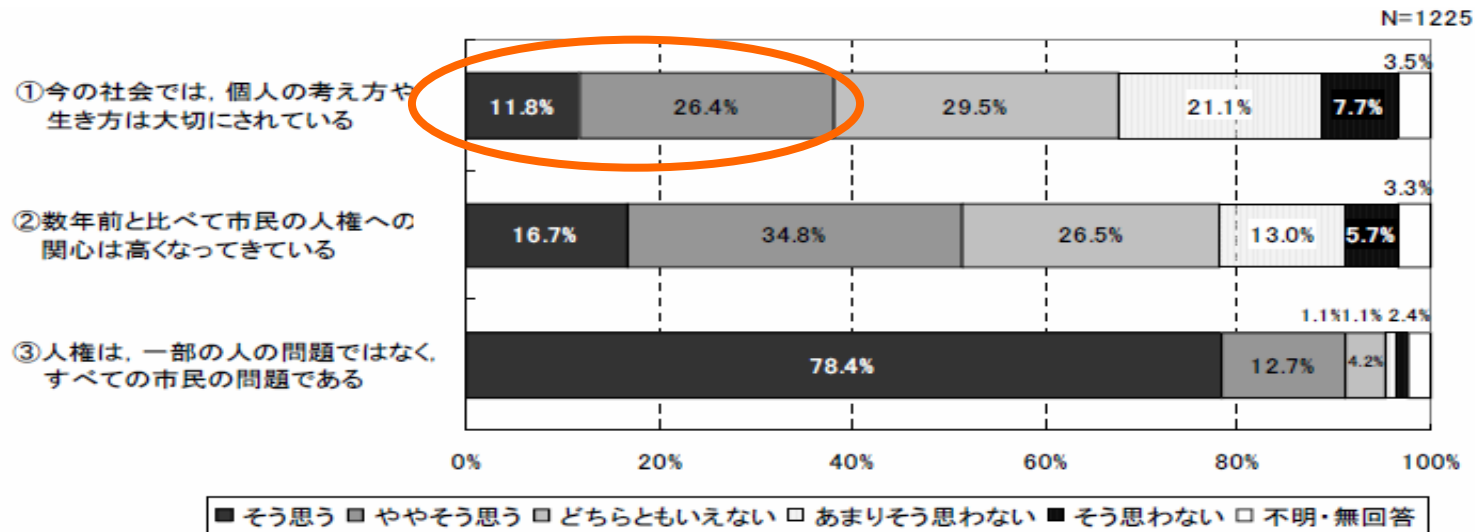
- 人権が尊重されているという実感が十分とはいえない＜12P＞
- 配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている＜13P＞
- ワーク・ライフ・バランスが進展しない＜14P＞
- 依然として、女性の社会進出を阻害する要因が存在している＜15P＞
- 市民の人権問題に対する意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとはいえない＜16P＞
- 格差社会の進行、インターネットの普及など社会情勢の変化に伴って、人権に関しても新たな問題が明らかになっている＜17P＞



<関連データ>

➤ 人権が尊重されているという実感が十分とはいえない

- 「個人の考え方や生き方は大切にされている」肯定者が38.2%に止まる

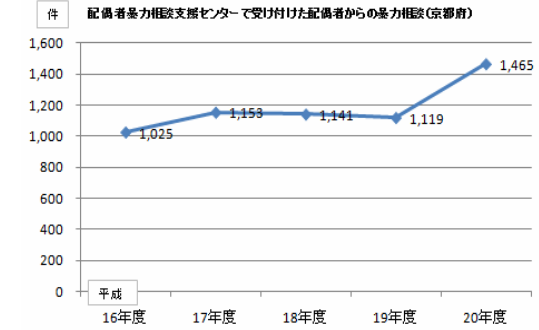
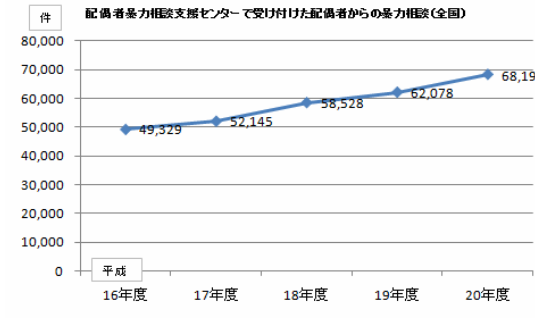
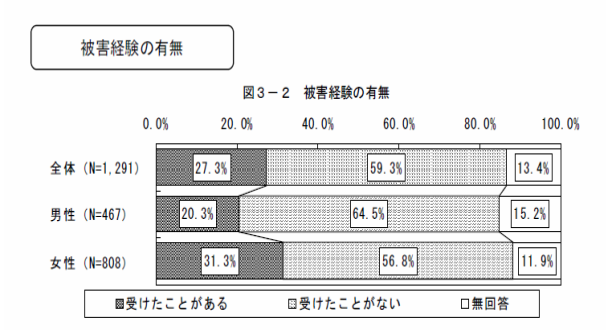




<関連データ>

➤配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている

- 多くの人が配偶者等からの暴力の被害を受けている
- 配偶者からの暴力の相談は年々増加している



「配偶者等からの暴力に関する調査」報告書(平成20年3月)

内閣府ホームページより作成



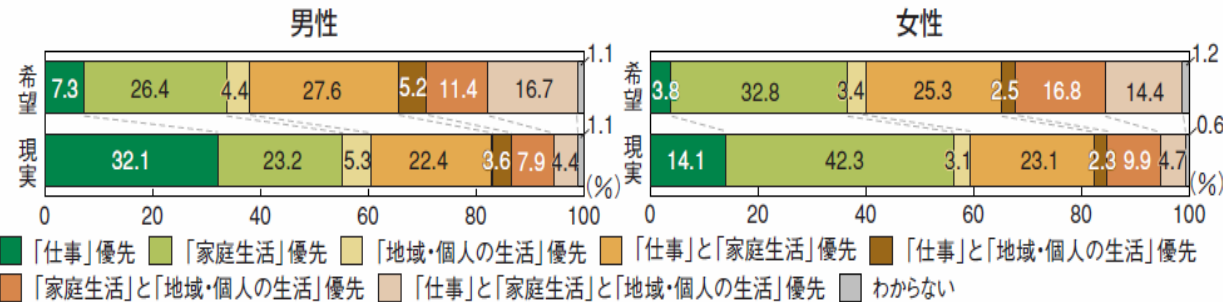
<関連データ>

➤ ワーク・ライフ・バランスが進展しない

- ワーク・ライフ・バランスについては希望と現実乖離がある

仕事と生活の調和の希望と現実

全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、全体としては、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっていますが、現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高い傾向がみられます。



備考:1.内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査(平成20年6月調査)」より作成。
2.「生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つお答えください。」への回答。

(内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」，平成21年6月)

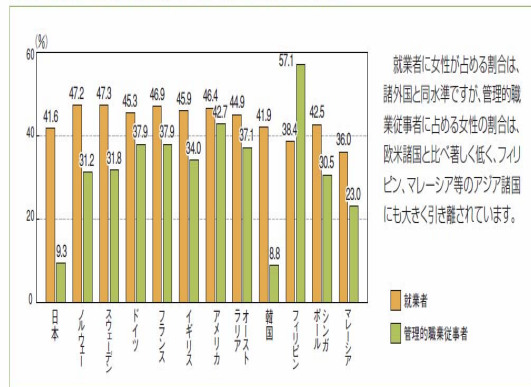


<関連データ>

➤ 依然として、女性の社会進出を阻害する要因が存在している

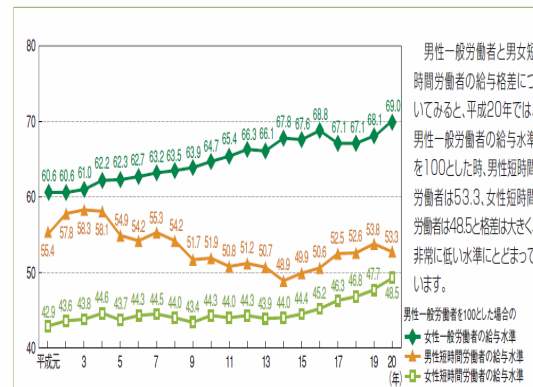
- 管理職に占める女性の割合が低い（日本9.3%，米国42.7%，ドイツ37.9%など）
- 男女の給与格差が大きい（平成20年の労働者の1時間当たり平均所定内給与格差で比較すると、女性は男性の69.0%）
- 女性雇用者に占める非正規雇用者の割合が高い（平成20年の女性雇用者に占めるパート・アルバイト等の割合は53.5%）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



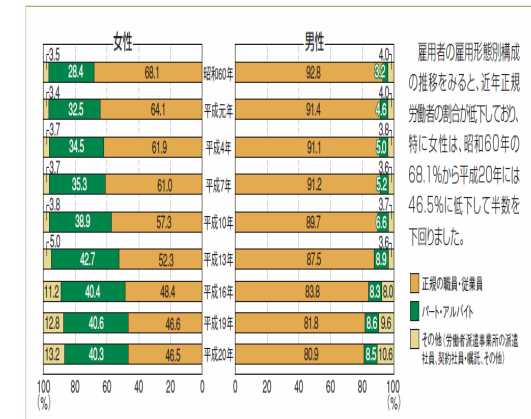
備考: 1. 日本は総務省「労働力調査」(平成20年)、その他の国はILO(LABORSTA)より作成。
2. 日本は2008年、その他の国は2007年のデータ。
3. 管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



備考: 1. 厚生労働省「賃金調査基本統計調査」より作成。
2. 男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額を算出したものである。

雇用形態別にみた役員を除く雇用者(非農林業)の構成割合の推移



備考: 昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より、平成16年以降は「労働力調査(詳細結果)」より作成。

(内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」, 平成21年6月)

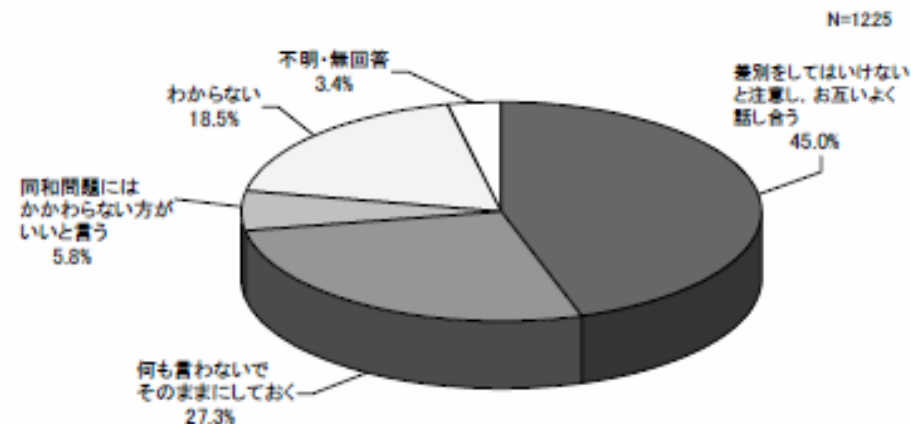


<関連データ>

➤市民の人権問題に関する意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとは言い難い

●差別的な発言や態度に対し、注意し、よく話し合うとする人は45%にとどまっている

② 仮に、あなたの身近な人が、同和地区出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合
(〇は1つ)



「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



<関連データ>

- 格差社会の進行，インターネットの普及など社会情勢の変化に伴って，人権に関して新たな問題が明らかになっている

社会情勢の変化に伴う新たな人権問題

- 路上生活者（ホームレス）の住居等の確保，就職の困難さや暴行を受けるなどの問題
- インターネットの悪用による他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害
- 刑を終えて出所した人の住居等の確保，就職の困難さ
- 性同一障害者に対する様々な偏見や社会参加の困難さ
- 犯罪被害者に対する行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や私生活の平穏の侵害
- 婚外子への差別や母子・父子家庭の就業面での厳しい状況等



2-3

論点3 市民と行政の役割分担と共汗

◇ 政策の推進に当たって市民や行政が行うべきことは？



＜市民と行政の役割分担と共汗事例＞

＜本市の事例＞

- **京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議**

女性に対する暴力，とりわけドメスティック・バイオレンスに関して，本市及び関係機関・団体等が情報交換・意見交換を行い，相談・保護等の被害者支援策及び関係機関の連携をどのように進めていくべきかについて検討することによって，女性の人権保護のための体制を総合的に構築することを目的として，平成12年12月に設置

- **京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向け，企業における取組の促進や，子どもを安心して生み育てられる環境の整備等に国・京都府・経営者団体・労働者団体とともにオール京都体制で取り組む組織

- **京都市男女共同参画市民会議**

男女が共に個性と能力を発揮し，いきいきと活躍できる社会の実現を目指し討議，学習，相互交流を行う場として，毎年開催



2-4

論点4 10年後に目指すべき姿

◇ 10年後のあるべき姿やそれが達成された状態を測る指標・目標値は？

指標とは・・・

- 10年後の京都の姿を市民と行政が共有するための目じるし
- 市民と行政が共に目指す京都の姿を，言葉や数値で表すもの
- 目標値は，数値で表した指標の10年後に目指すべき水準



<主な指標例>

◆分野別計画で用いている指標

指標	目標値 (目標年次)	現況値 (20年度)	備考
市における女性職員の登用	部長級以上の女性職員を 全局区に配置(22年度)	55% (11局区/20局区)	
子どもの出生時における父親の5日以上連続休暇の取得(市職員(市長部局))	50%(21年度)	37.8%	
育児休業等の取得(男性の場合は、出生時の5日以上連続休暇を含む)(市職員(市長部局))	男性55%, 女性 90%(21年度)	男性38%, 女性98%	
年次休暇取得年間10日以上職員割合(市職員(市長部局))	80%(21年度)	65.1%	
保育所定員	24670人(21年度)	24420人	
延長保育(夜間延長保育を含む)	190箇所(21年度)	169箇所	
休日保育	5箇所(21年度)	3箇所	
一時保育	42箇所(21年度)	37箇所	
一元化児童館	130箇所(21年度)	110箇所	
子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)	20箇所(21年度)	14箇所	
特別養護老人ホーム定員	4470人(20年度)	4408人	
ケアハウス定員	670人(20年度)	617人	
1歳6か月健康診査(受診率)	97%(21年度)	95.3%	
審議会における女性委員の登用	35%(22年度)	30.5%	
学校ふれあいサロン(利用人数)	50万人(22年度)	323776人	
学校コミュニティプラザ	17ゾーン(22年度)	14ゾーン	



◆政策評価で用いている指標

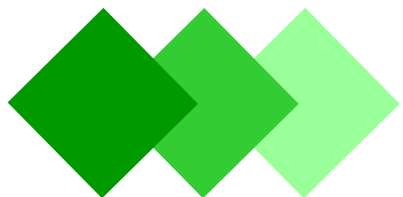
指標	現況値（20年度）
人権擁護に関する制度の認知度	34.4%
人権侵犯事件受理件数	701件
企業向け人権研修参加者数	461人
ウィングス京都専門相談の件数	314件
長寿すこやかセンターにおける権利擁護講演会及びセミナー参加者数	638人
保育所の待機児童数	99人
審議会等における女性委員の登用率	30.5%
（準）男女共同参画センター（ウィングス京都）来館者数	490, 827人
同和問題についての理解度（友人関係）	78.6%
同和問題についての理解度（差別的言動）	45.0%
同和問題についての理解度（結婚問題）	64.3%



◆1万2千人市民アンケート(※)で提案のあった指標

指標
選挙投票率
平和学習開催率
管理職における男女比率
女性の正規雇用率
女性経営者数
男女の就労率

※1万2千人市民アンケート...次期京都市基本計画の策定に当たって実施したアンケート調査(20年度)



3 参考資料

3-1	現状分析関連データ	25P
3-2	主な分野別計画の概要	57P
3-3	融合委員会ワークショップ結果	59P



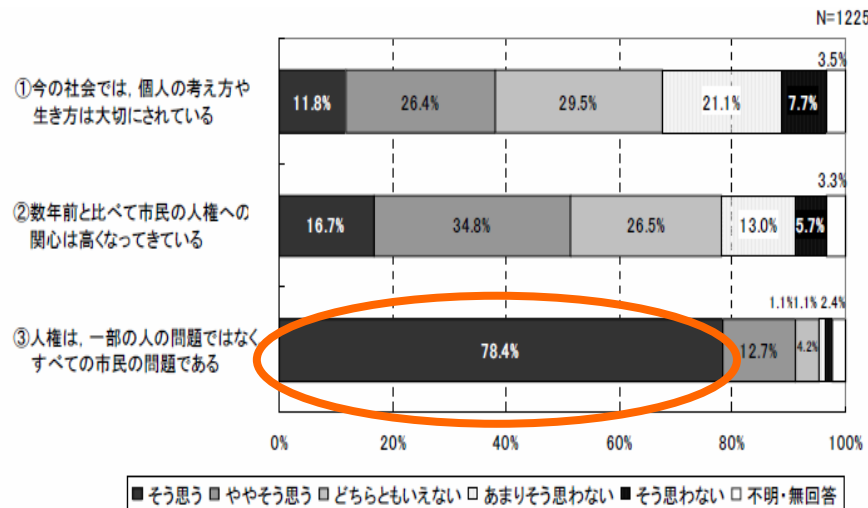
3-1 現状分析関連データ

◆客観データ

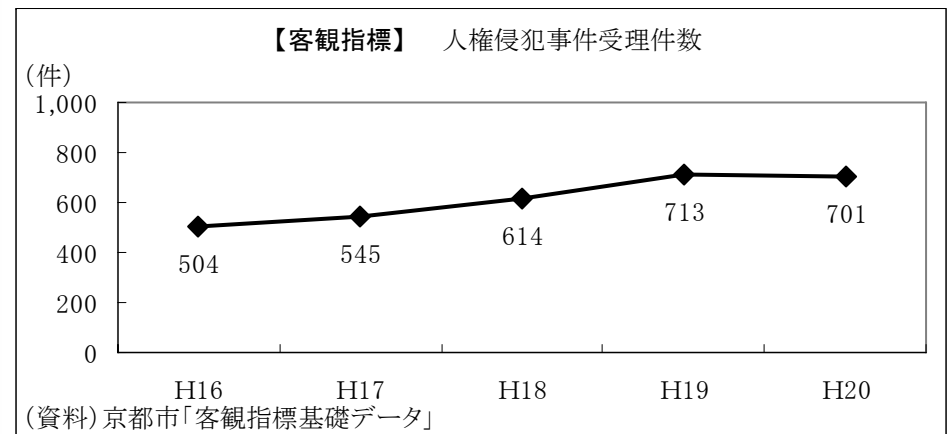
追い風

➤ 人権の基本的な考え方は市民の間に定着しつつあることが伺える

- 半数以上が人権への関心の高まりを認知
- 9割超が人権はすべての市民の問題と認識



- 人権侵犯事件受理件数が増加傾向



「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



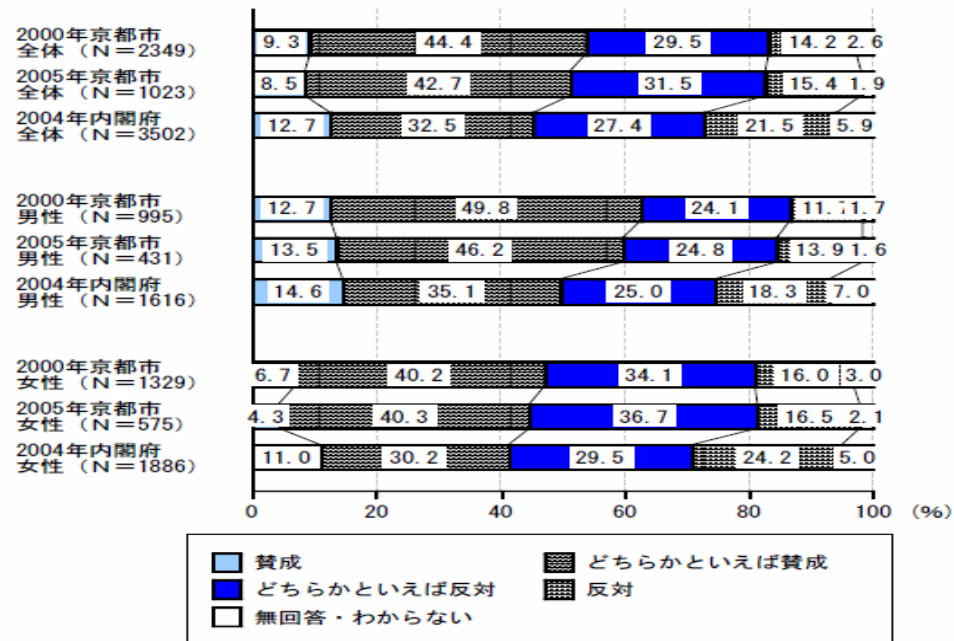
◆客観データ

追い風

➤「男は仕事，女は家事，育児」という固定的な観念が薄れつつある

●男女とも固定観念を持つ比率が低下

【図 16 「男は仕事，女は家事・育児」という考え方】



「男女共同参画に関するアンケート結果報告書」(平成18年3月)

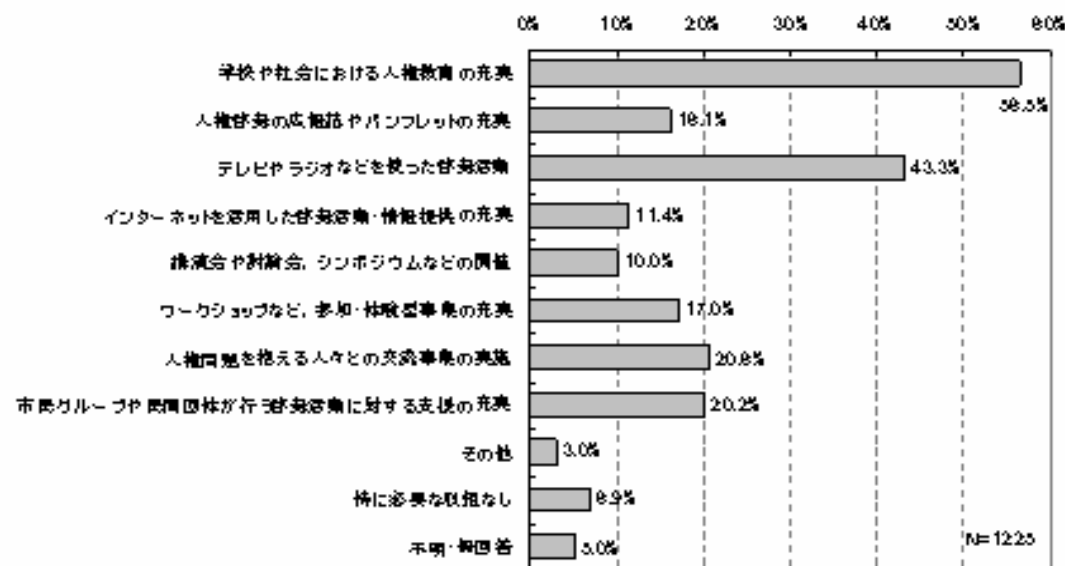


◆客観データ

追い風

➤人権問題の理解を深めるため、人権教育・啓発活動が必要とされている

問4 人権についての理解を深めるために、京都市として、どのような取組により一層力を入れる必要があると思いますか。（口は3つまで）



「学校や社会における人権教育の充実」(56.5%)が最も高く5割を超えており、次いで、「テレビやラジオなどを使った啓発活動」(43.3%)となっている。

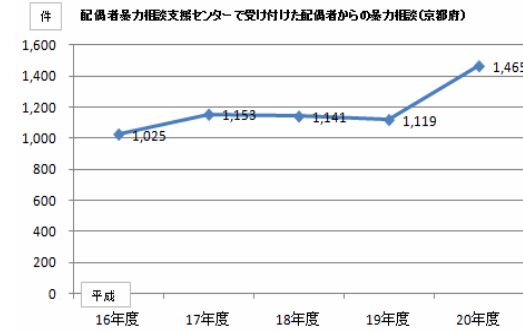
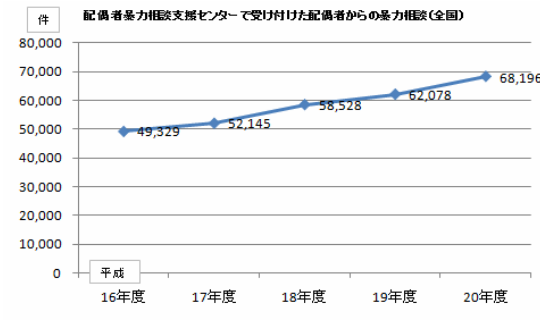
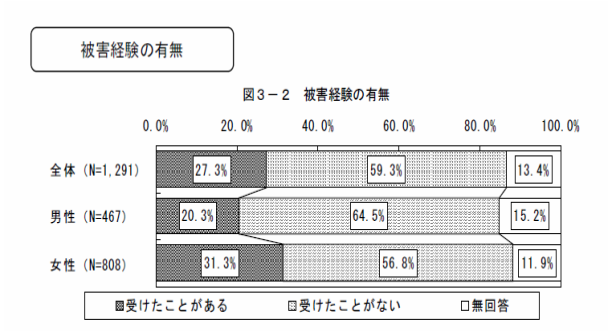


◆客観データ

向かい風

➤配偶者からの暴力が大きな社会問題となっている

- 多くの人が配偶者等からの暴力の被害を受けている
- 配偶者からの暴力の相談は年々増加している



「配偶者等からの暴力に関する調査」報告書(平成20年3月)

内閣府ホームページより作成



◆客観データ

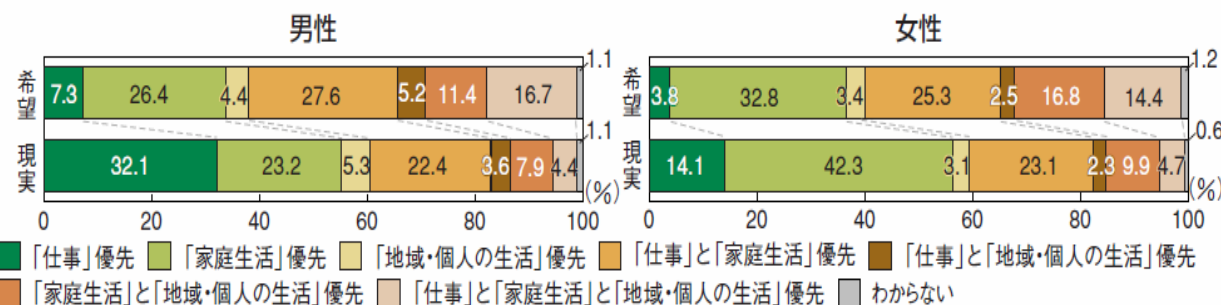
向かい風

➤ ワーク・ライフ・バランスが進展しない

- ワーク・ライフ・バランスについては希望と現実乖離がある

仕事と生活の調和の希望と現実

全国20歳以上の者に、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を聞いたところ、全体としては、男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高くなっていますが、現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高い傾向がみられます。



備考: 1. 内閣府「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する特別世論調査(平成20年6月調査)」より作成。
2. 「生活の中の、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度についてお伺いします。まず、あなたの希望に最も近いものをこの中から1つお答えください。それでは、あなたの現実(現状)に最も近いものをこの中から1つお答えください。」への回答。

(内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」、平成21年6月)



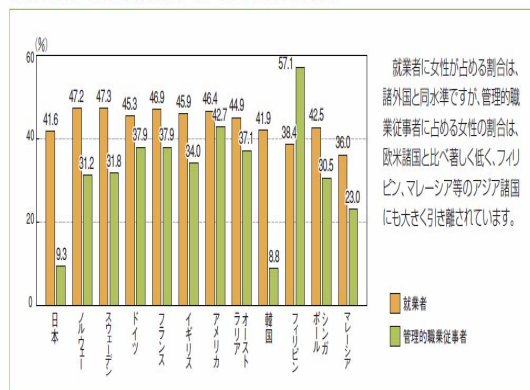
◆客観データ

向かい風

➤依然として、女性の社会進出を阻害する要因が存在している

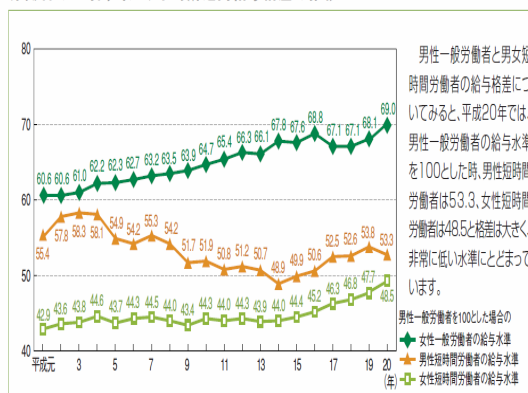
- 管理職に占める女性の割合が低い（日本9.3%，米国42.7%，ドイツ37.9%など）
- 男女の給与格差が大きい（平成20年の労働者の1時間当たり平均所定内給与格差で比較すると、女性は男性の69.0%）
- 女性雇用者に占める非正規雇用者の割合が高い（平成20年の女性雇用者に占めるパート・アルバイト等の割合は53.5%）

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



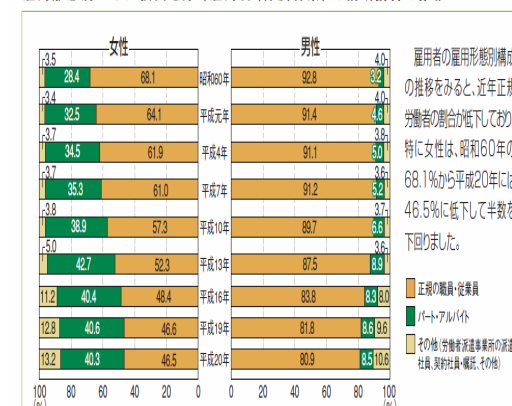
備考：1.日本は総務省「労働力調査」（平成20年）、その他の国はILO「LABORSTA」より作成。
2.日本は2008年、その他の国は2007年のデータ。
3.管理的職業従事者の定義は国によって異なる。

労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移



備考：1.厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2.男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間当たり平均所定内給与額を算出したものである。

雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



備考：昭和60年から平成13年は、総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）より、平成16年以降は「労働力調査（詳細結果）」より作成。

（内閣府「男女共同参画社会の実現を目指して」、平成21年6月）



◆客観データ

向かい風

- 格差社会の進行やインターネットの普及など，社会情勢の変化に伴って，人権に関して新たな問題が明らかになっている

社会情勢の変化に伴う新たな人権問題

- 路上生活者（ホームレス）の住居等の確保，就職の困難さや暴行を受けるなどの問題
- インターネットの悪用による他人への誹謗中傷やプライバシーの侵害
- 刑を終えて出所した人の住居等の確保，就職の困難さ
- 性同一障害者に対する様々な偏見や社会参加の困難さ
- 犯罪被害者に対する行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や私生活の平穏の侵害
- 婚外子への差別や母子・父子家庭の就業面での厳しい状況等



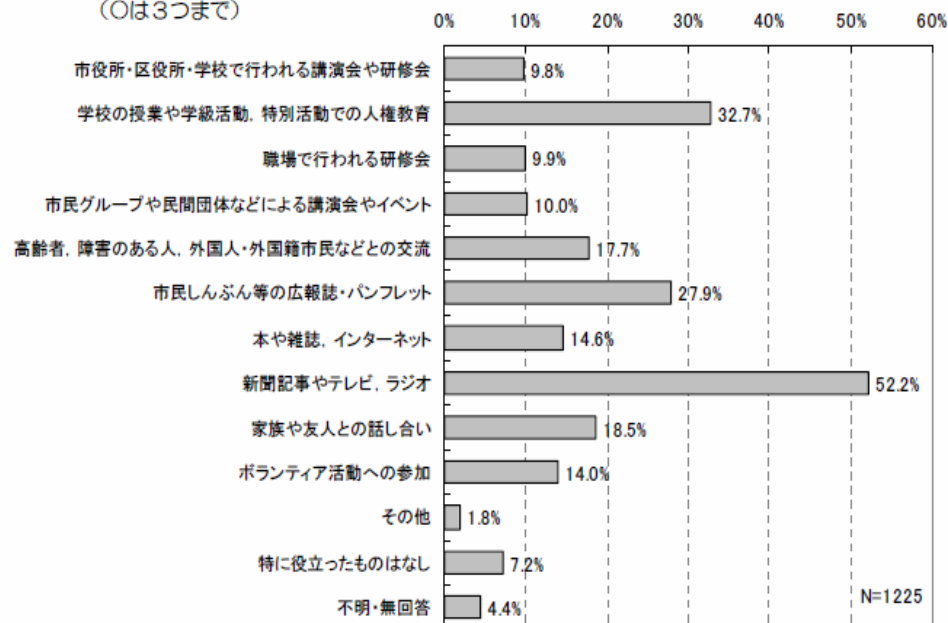
◆客観データ

京都の強み

➤学校等における人権教育や市民しんぶん等の広報誌等は有益

- 学校の授業等の人権教育・市民しんぶん等の広報誌等は役立ったと思う人が多い
- 9割超が人権はすべての市民の問題と認識

問3 人権についての理解を深めるのに、役立ったと思われるものはどのようなことですか。
(〇は3つまで)



「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



◆客観データ

京都の強み

➤DVに関する京都市域のネットワークが運営されている

●京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議

女性に対する暴力、とりわけドメスティック・バイオレンスに関して、本市及び関係機関・団体等が情報交換・意見交換を行い、相談・保護等の被害者支援策及び関係機関の連携をどのように進めていくべきかについて検討することによって、女性の人権保護のための体制を総合的に構築することを目的として、平成12年12月に設置

＜参加機関・団体等の名称＞

- ・京都府男女共同参画センター
- ・京都府配偶者暴力相談支援センター（京都府婦人相談所）
- ・京都府警察本部生活安全部生活安全対策課
- ・京都府警察本部刑事部捜査第一課
- ・京都地方法務局人権擁護課
- ・京都府人権擁護委員連合会 男女共同参画社会推進委員会
- ・京都弁護士会 両性の平等に関する委員会
- ・母子生活支援施設 野菊荘
- ・母子生活支援施設 本願寺ウィスタリアガーデン
- ・母子生活支援施設 ヴェインテ
- ・ウィメンズカウンセリング京都
- ・京都YWCA APT
- ・京都市地域女性連合会 温もりの電話
- ・京都府医師会
- ・京都犯罪被害者支援センター
- ・財団法人京都市国際交流協会
- ・財団法人京都市女性協会



◆客観データ

京都の強み

➤ワーク・ライフ・バランスに関して、国では緊急宣言が発出され、京都においても国、京都府、経営者団体、労働者団体、本市によるオール京都体制で取り組むことが確認されている

国の動き

- ・ 平成19年12月に、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活のための行動指針」を策定
- ・ 平成21年4月に内閣府設置の「仕事と生活の調和連携推進・評価部会」が「緊急宣言～今こそ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を～」を発出
- ・ その内容は、「仕事と生活の調和」の推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」であり、好不況にかかわらず国民運動として着実に進めていくべきこととし、活力にあふれ、安心と希望のある社会を実現するべく、政労使が一体となり「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組を進めていくこと、個々の企業では実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い着実に実践していくことを改めて確認

本市の動き

平成20年8月、京都雇用創出活力会議（京都市長、京都府知事、連合京都会長、京都経営者協会会長、京都労働局長の5者で構成）において、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、オール京都体制で臨むことに合意

➤ワーク・ライフ・バランスに関連して次世代育成支援対策推進法，育児・介護休業法が改正され，法整備がされつつある

次世代育成支援対策推進法の改正ポイント

- ① 行動計画の公表及び従業員への周知の義務化
仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の公表・従業員への周知が，従業員100人以上の企業は義務（※101人以上300人以下企業は平成23年3月31日までは努力義務），100人以下の企業は努力義務
- ② 行動計画の届出義務企業の拡大（従業員101人以上企業へ）
一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け範囲が従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大

育児・介護休業法の改正ポイント

- ① 子育て期間中の働き方の見直し
 - ・ 3歳までの子を養育する労働者について，短時間勤務制度（1日6時間）を設けることを事業主の義務とし，労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化
 - ・ 子の看護休暇制度を拡充する（小学校就学前の子が，1人であれば年5日，2人以上であれば年10日）
- ② 父親も子育てができる働き方の実現
 - ・ 父母がともに育児休業を取得する場合，1歳2箇月までの間に1年間育児休業を取得可能に
 - ・ 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合，再度，育児休業を取得可能に
 - ・ 配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止
- ③ 仕事と介護の両立支援
 - ・ 介護のための短期の休暇制度を創設（要介護状態の対象家族が，1人であれば年5日，2人以上であれば年10日）
- ④ 実効性の確保
 - ・ 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設
 - ・ 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず，又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設



◆客観データ

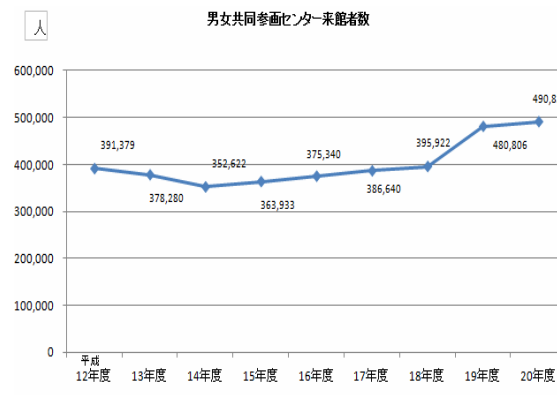
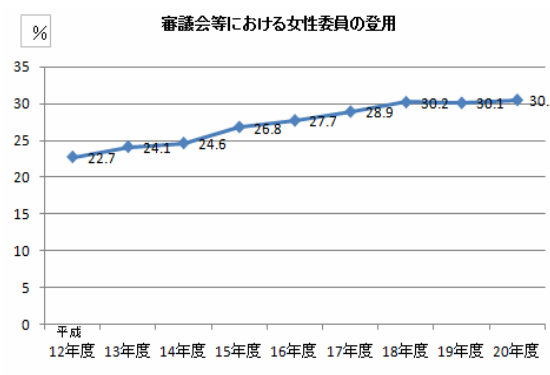
京都の強み

➤男女雇用機会均等法等の改正により、女性の雇用分野等での社会進出が進んでいる

- 女性の仕事への意欲や、仕事の範囲は、男女とも前進する、又はしたと認識
- 女性委員の比率向上（18年度中間目標である30%を達成 ②30.5% 対①比較7.8%増）
- 男女共同参画センター来館者数が増加（②490,827人 対①比較99,448人増）

【表 20-1 各制度改正などの雇用分野への影響】

	そう思う	そう思わない	むしろ逆だと思う	わからない	無回答
仕事に対する女性の意欲が高まった（高まる）（全体）	43.0	19.7	2.4	21.6	13.2
仕事に対する女性の意欲が高まった（高まる）（男性）	39.0	22.0	3.2	24.8	10.9
仕事に対する女性の意欲が高まった（高まる）（女性）	45.7	18.4	1.7	19.5	14.6
女性の職域（仕事の範囲）が拡大した（する）（全体）	43.9	22.8	1.2	17.6	14.6
女性の職域（仕事の範囲）が拡大した（する）（男性）	47.3	22.5	1.4	18.6	10.2
女性の職域（仕事の範囲）が拡大した（する）（女性）	41.2	23.5	1.0	16.9	17.4



「男女共同参画に関するアンケート結果
報告書」(平成18年3月)



◆客観データ

京都の強み

➤昭和53年から男女共同参画市民会議が開催されている

男女共同参画市民会議

- ・ 男女が共に個性と能力を発揮し、いきいきと活躍できる社会の実現を目指し討議，学習，相互交流を行う場として，毎年開催
- ・ 平成21年度は，“十人十色 ちがいがあるから面白い”をテーマに「日本女性会議2010きょうと」プレイベント 京都市男女共同参画市民会議「ウィングスフォーラム2009」を開催



◆客観データ

京都の強み

➤平成6年から男女共同参画の活動拠点として、男女共同参画センターが運営されている

男女共同参画センター

- ・ 平成6年に女性総合センターとして開設し、男女共同参画を推進する施設として、平成18年4月から男女共同参画センターに名称変更
- ・ 財団法人京都市女性協会が指定管理者として管理・運営等を行っている。
- ・ 図書情報室、相談室、貸会議室等があり、男女共同参画に関する各種講座を開設

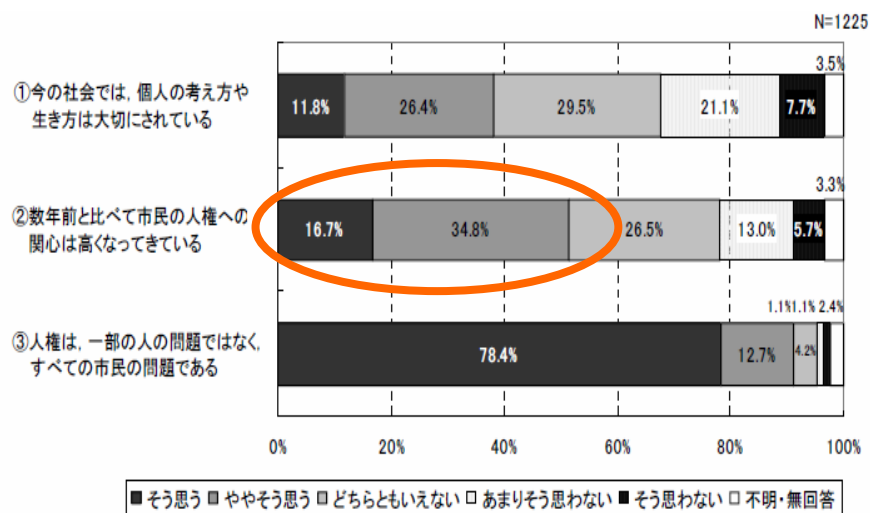


◆客観データ

京都の強み

▶市民の人権への関心は高くなってきている

- 数年前と比べて市民の人権への関心は高くなってきていると感じている人が5割を超えている



「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



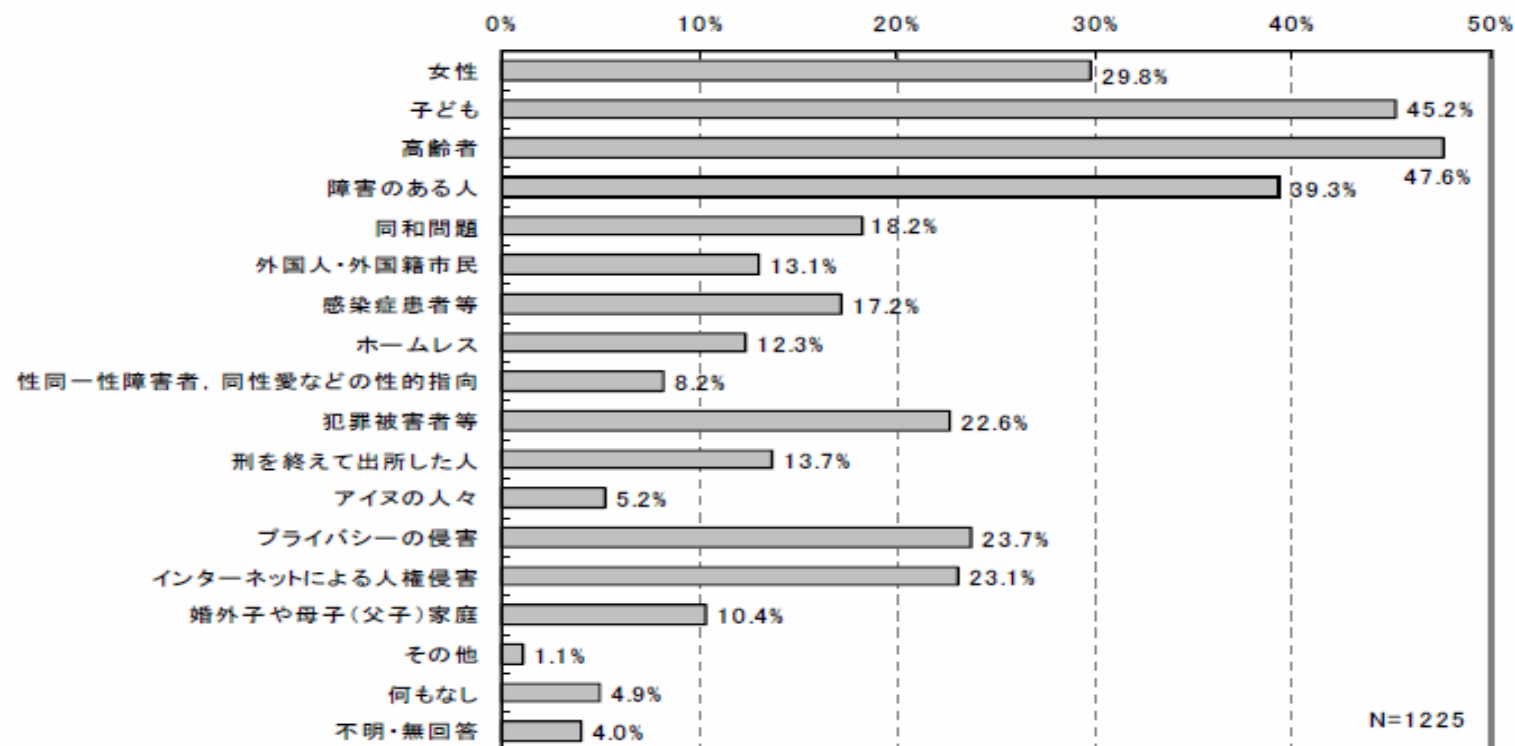
◆客観データ

京都の強み

➤ 新たな人権課題にも関心が高い

● 新たな人権課題への関心が高まっている

問 24 次の人権課題の中で、現在、あなたが関心を持っているものはどれですか。(〇はいくつでも)



「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



◆客観データ

京都の強み

➤充実した企業向け人権啓発の取組（講座，情報誌発行）

様々な企業向け啓発活動を実施

- 企業向け人権啓発講座の開催
人権に関し，学び，知り，さらにはつながりの中で，新たな視点を見つけ，社内における人権尊重の風土づくりに役立てていただくため，企業の経営者層，人事・総務責任者及び人権研修推進者等を対象とした講座を年10回開催
- 企業向け人権問題情報誌「ベーシック」の発行
企業の先駆的な取組事例等を紹介する情報誌を年3回発行
また，人権月間に向け，企業・市民双方の取組の融合・促進を図るため，市民向け人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」との合併号を発行
- 人権啓発サポート制度～ワンストップ・サービスで支援します！～
人権に関する研修・啓発事業の実施に当たって，実施方法やテーマ選定講師，ビデオの貸出しなどについての相談を受付

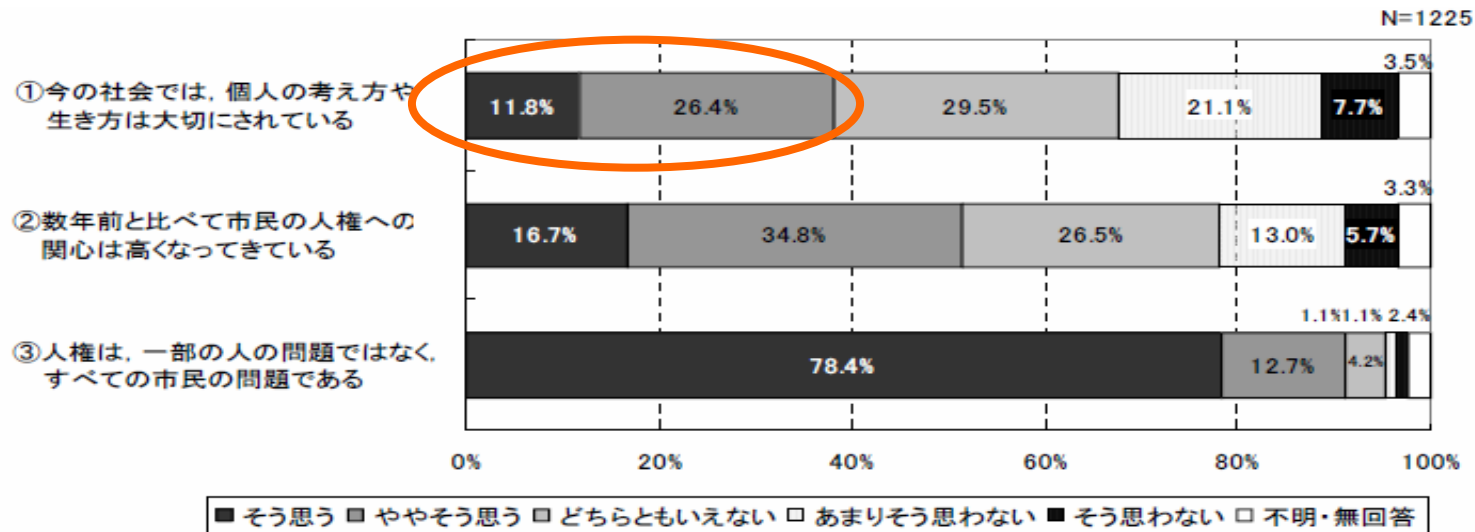


◆客観データ

京都が解決・克服すべき課題

➤人権が尊重されているという実感は十分とは言えない

- 「個人の考え方や生き方は大切にされている」肯定者が38.2%に止まる





◆客観データ

京都が解決・克服すべき課題

➤家事，育児等は，依然として女性に多くの負担がかかっている

●食事，育児，介護は，男女とも女性に負担と認識

▼食事【表1-1】

	自分	7 ～ 8 割が自分	自分と 配偶者が 同じくらい	7 ～ 8 割が配偶者	配偶者	その他の家族 (親や子など)	無 回答
食事のしたく(男 性)	10.2	2.1	3.9	17.9	52.2	13.0	0.7
食事のしたく(女 性)	67.5	14.4	3.0	0.9	1.9	11.1	1.2
食事のあとかたづけ(男 性)	11.6	4.6	5.1	20.9	42.9	14.2	0.7
食事のあとかたづけ(女 性)	60.5	20.0	4.7	0.7	2.3	10.6	1.2

全体：N=1023
男性：N=431
女性：N=575

▼子どもと高齢者（子どもや介護の必要な高齢者がおられる場合のみ回答）

【表1-4】

	全体 (回答者数)	自分	7 ～ 8 割が自分	自分と 配偶者が 同じくらい	7 ～ 8 割が配偶者	配偶者	その他の家族 (親や子など)
育児(乳幼児の世話)(男 性)	87	2.3	0.0	12.6	43.7	37.9	3.4
育児(乳幼児の世話)(女 性)	128	49.2	41.4	4.7	0.8	0.0	3.9
子どもの日常的しつけ(男 性)	117	1.7	1.7	37.6	35.0	20.5	3.4
子どもの日常的しつけ(女 性)	164	39.0	36.6	19.5	0.6	0.6	3.7
子どもの教育方針(男 性)	119	1.7	5.0	55.5	18.5	16.0	3.4
子どもの教育方針(女 性)	166	24.2	28.3	40.4	3.0	0.6	3.0
高齢者の介護(男 性)	86	12.8	7.0	25.6	16.3	25.6	12.8
高齢者の介護(女 性)	88	34.1	23.9	10.2	3.4	4.5	23.9



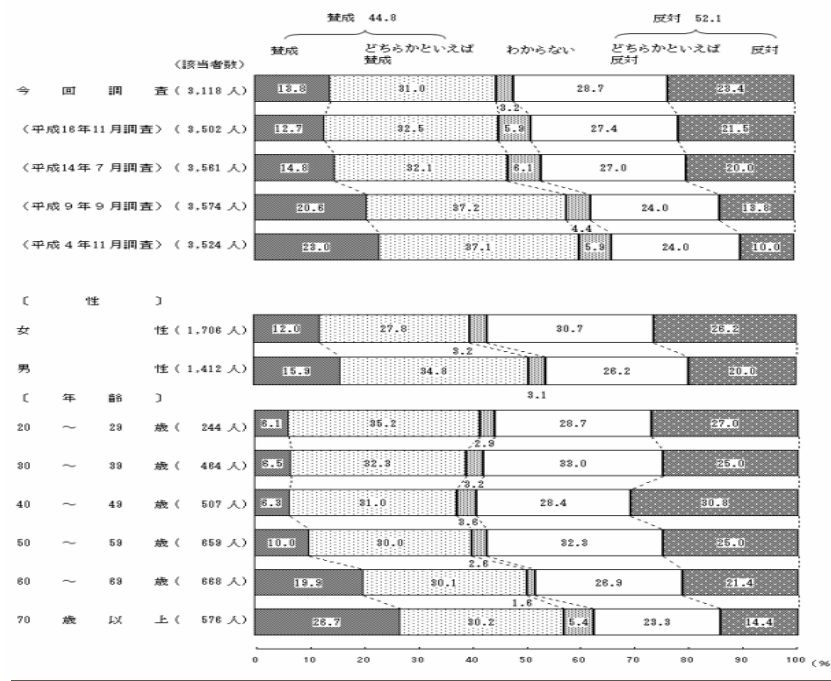
◆客観データ

京都が解決・克服すべき課題

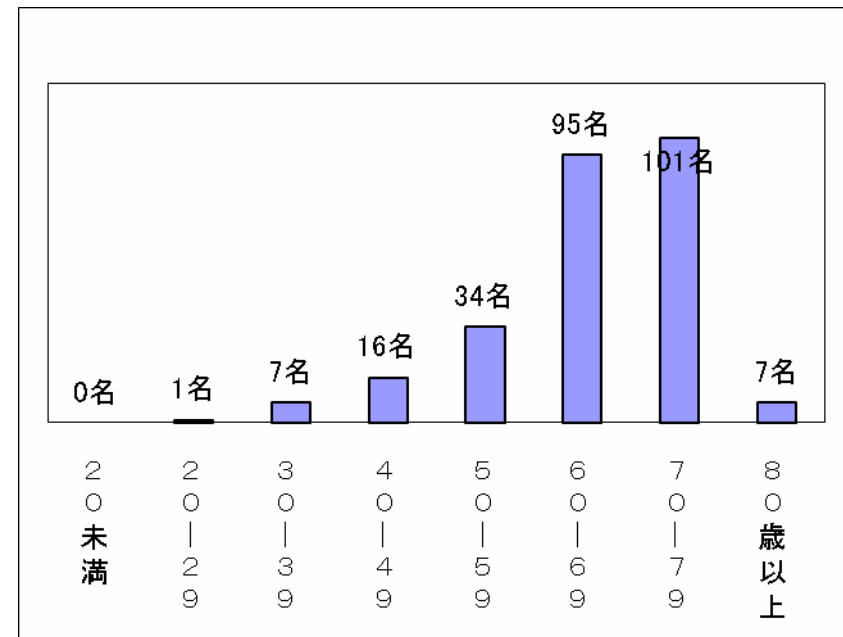
➤次世代を担う若者への男女共同参画理念の啓発が不十分

- 20歳代の若者が「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方について賛成する割合は他の年代と比較して低くない
- 男女共同参画のイベントに若者が集まらない

図15 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成19年8月)



「京都市男女共同参画市民会議 ウィングスフォーラム
2007アンケート結果(参加者の年代)」



◆客観データ

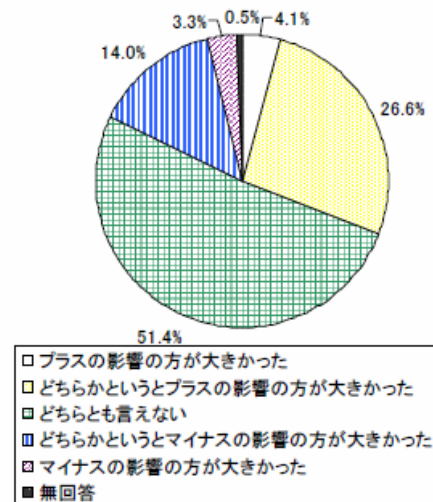
京都が解決・克服すべき課題

➤市民、企業において、ワーク・ライフ・バランスの推進は中長期的・持続的発展につながる「未来への投資」という認識が途上にある

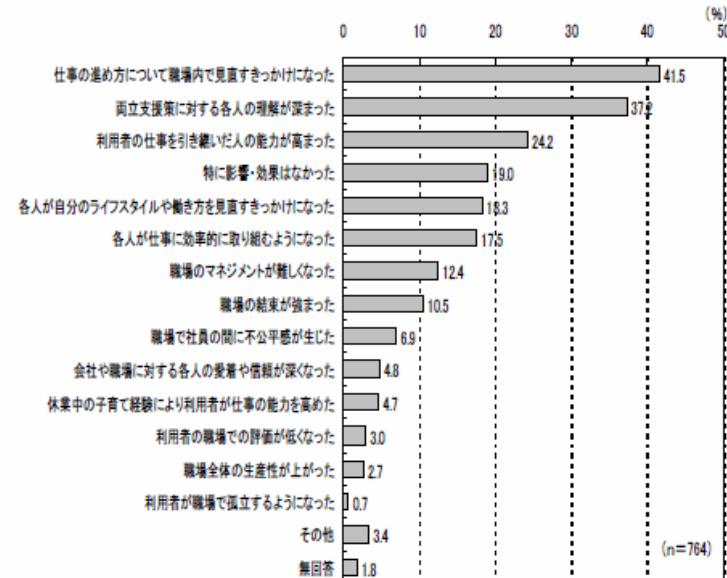
●仕事の生活の両立支援制度（育児休業、短時間勤務）の利用は、総合的には、職場に「プラスの影響の方が大きい」。具体的には、「仕事の進め方について見直すきっかけになっている」

「育児休業制度」「短時間勤務制度」の利用による 職場への影響

図表1 総合的影響



図表2 具体的な影響



(備考)・調査対象:企業において両立支援策を利用した社員がいる部門の管理者 計7,000人
 資料:少子化と男女共同参画に関する専門調査会「管理者を対象とした両立支援策に関する意識調査」平成17年1月実施。



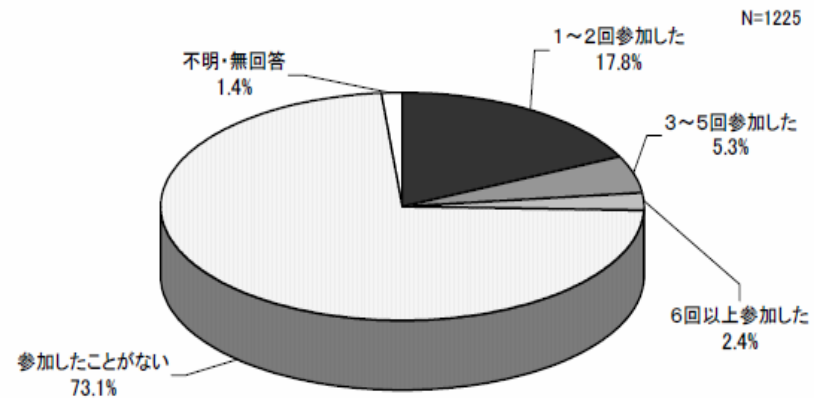
◆客観データ

京都が解決・克服すべき課題

➤人権啓発事業への参加が十分とは言えない

●人権啓発事業等への参加・関心度が低い

市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会に（〇は1つ）



「人権に関する市民意識調査」報告書（平成18年2月）



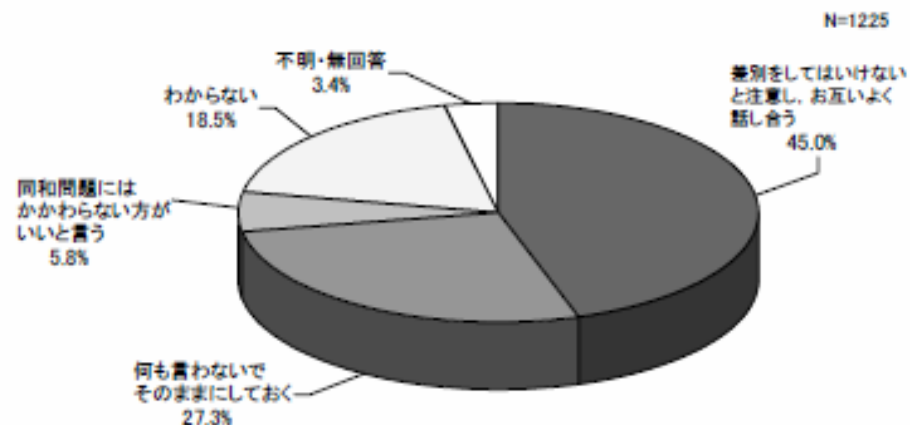
◆客観データ

京都が解決・克服すべき課題

➤市民の人権に対する意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な行動に結び付いているとは言い難い

●差別的な発言や態度に対し、注意し、よく話し合うとする人は45%にとどまっている

② 仮に、あなたの身近な人が、同和地区出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合
(〇は1つ)



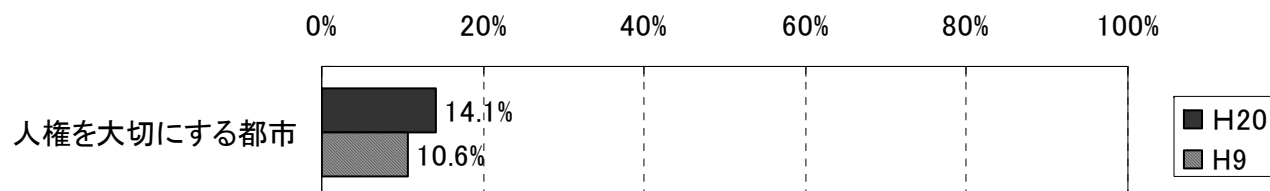
「人権に関する市民意識調査」報告書(平成18年2月)



◆市民の声

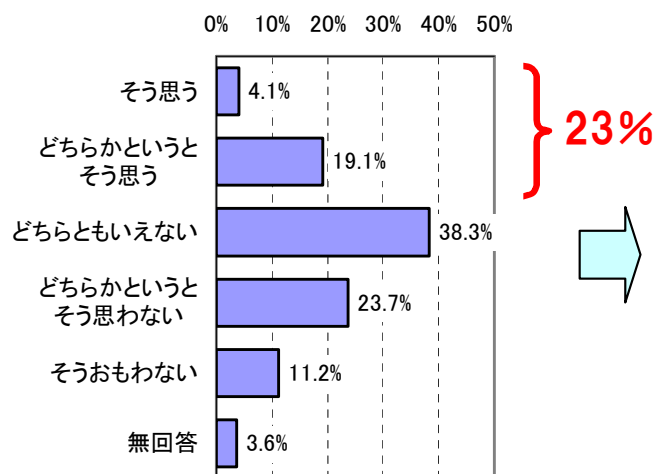
◇京都の都市イメージとして、「人権を大切にする都市」であると思う人の割合が増加（1万2千人市民アンケート結果）

■ 現在の京都の持つ都市のイメージ（「そう思う」と回答した人の比率）

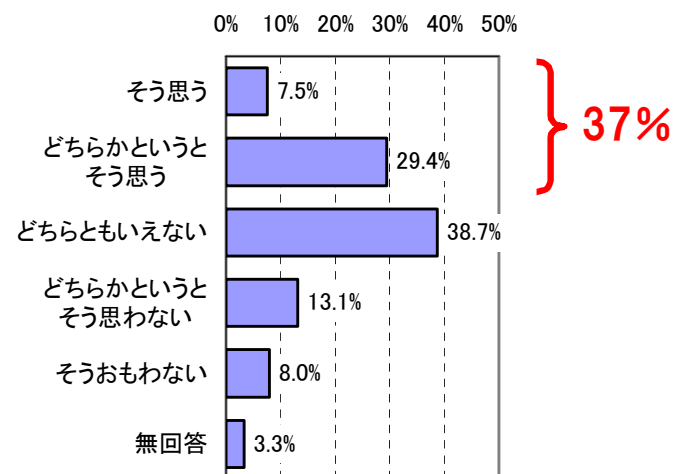


◇「京都は普段の生活の中で人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いている」と思う人が増加（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>

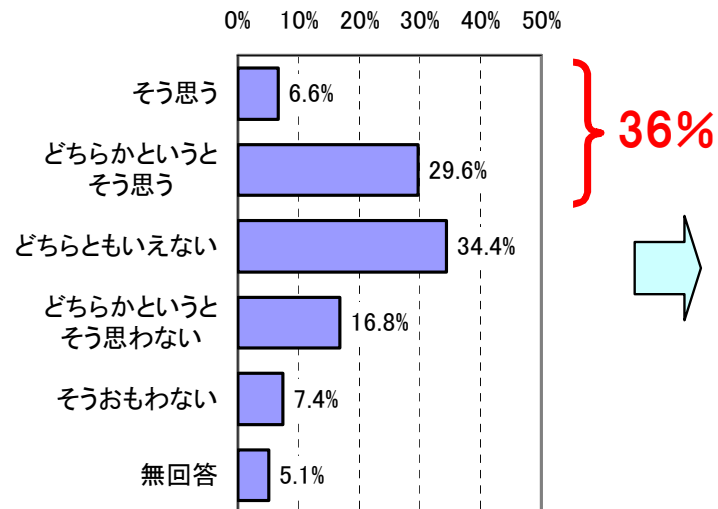




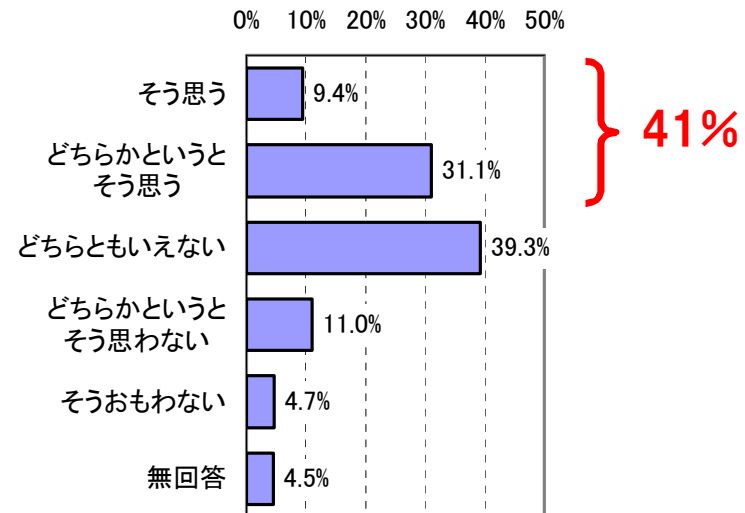
◆市民の声

☆「一人一人の子どもの人格が大切にされ、子どもの権利が守られている社会である」と思う人が増加（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>

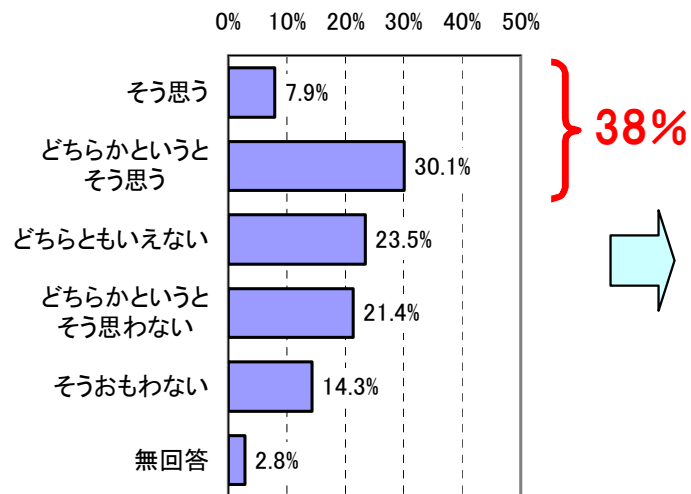




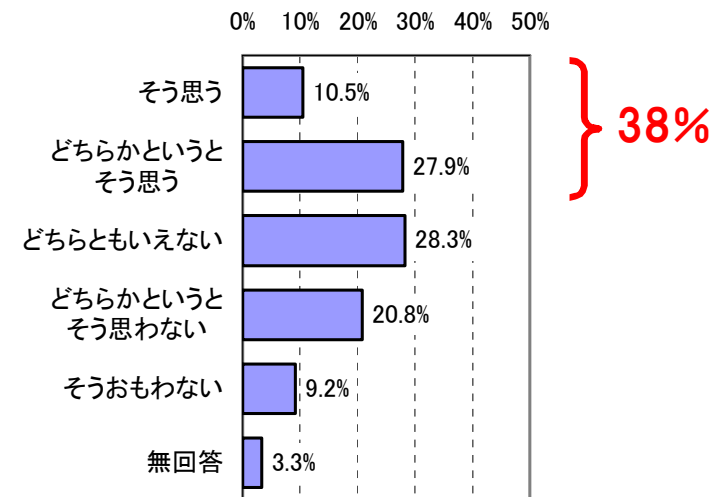
◆市民の声

☆「障害のあるひとが、様々な面で暮らしやすいまちになってきている」と思う人は横ばい（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>

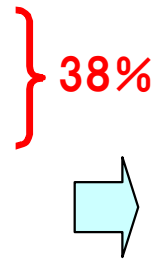
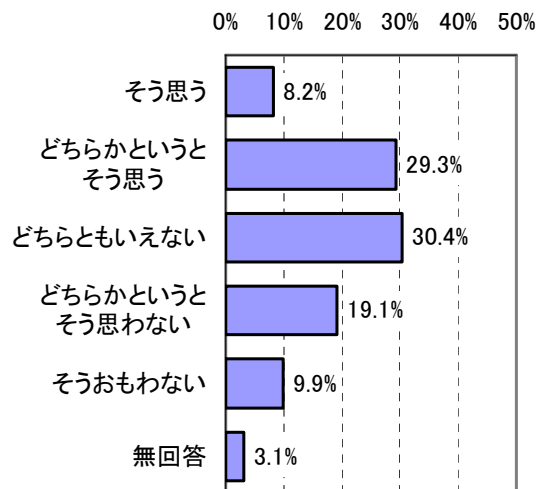




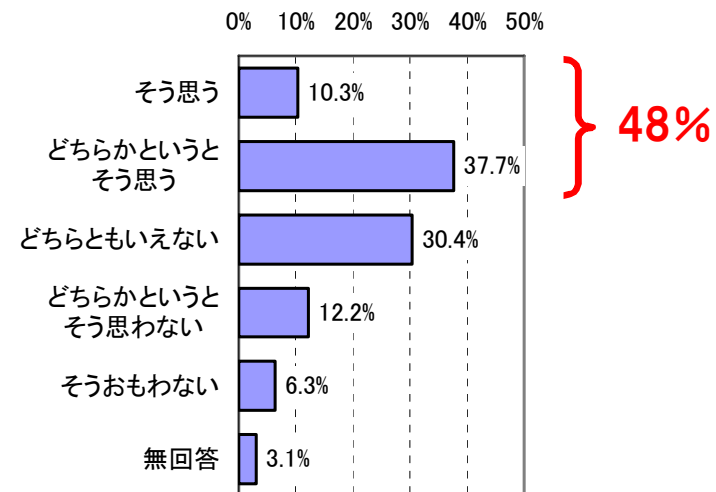
◆市民の声

☆「国籍、民族、文化等が違ってもお互いに理解し合い、共生する社会になってきている」と思う人は増加（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>

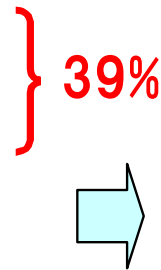
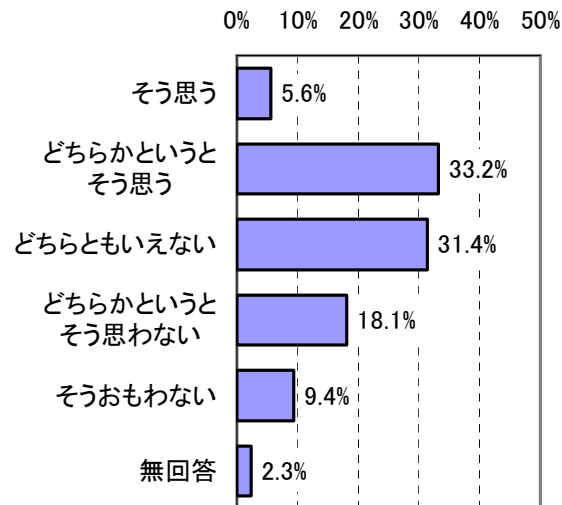




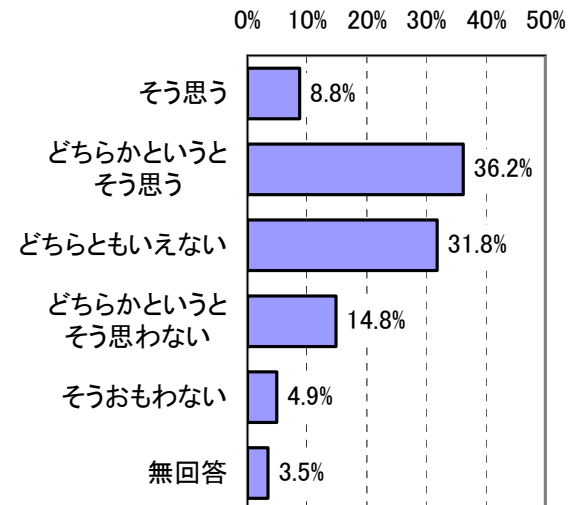
◆市民の声

☆「男女が個人として尊重され、共に個性や能力を発揮できる社会になっている」と思う人は増加（京都市市民生活実感調査の経年比較）

<平成16年度>



<平成21年度>

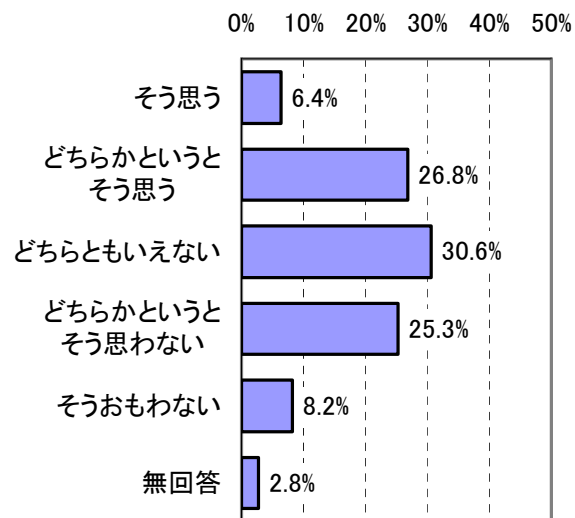




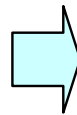
◆市民の声

☆「高齢者の知識や経験が尊重され、権利が守られている社会である」と思う人は減少（京都市市民生活実感調査の経年比較）

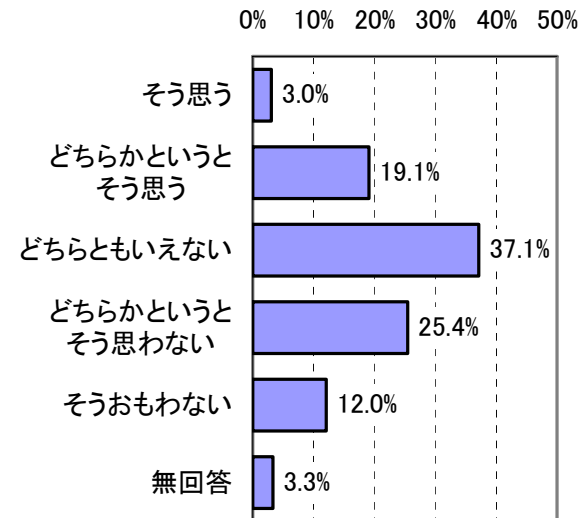
<平成16年度>



} 33%



<平成21年度>



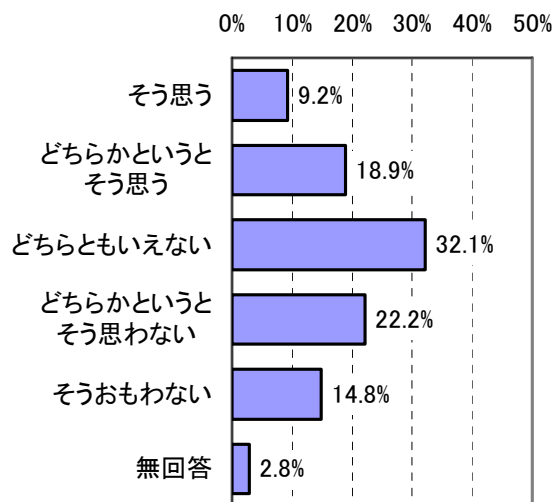
} 22%



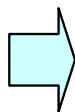
◆市民の声

☆「生まれや生い立ちに関係なく、すべての人がいきいきと暮らせる社会になってきている」と思う人は減少（京都市市民生活実感調査の経年比較）

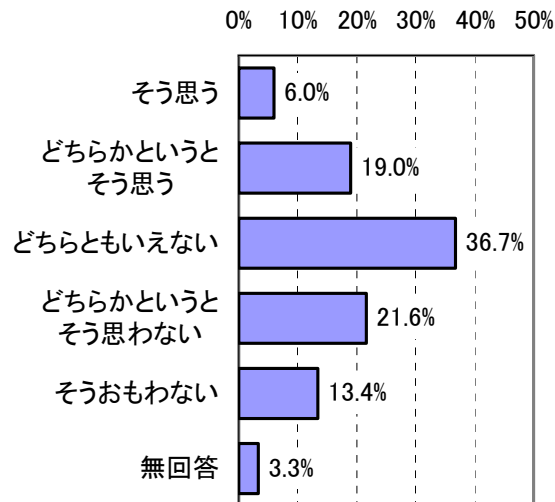
＜平成16年度＞



} 28%



＜平成21年度＞



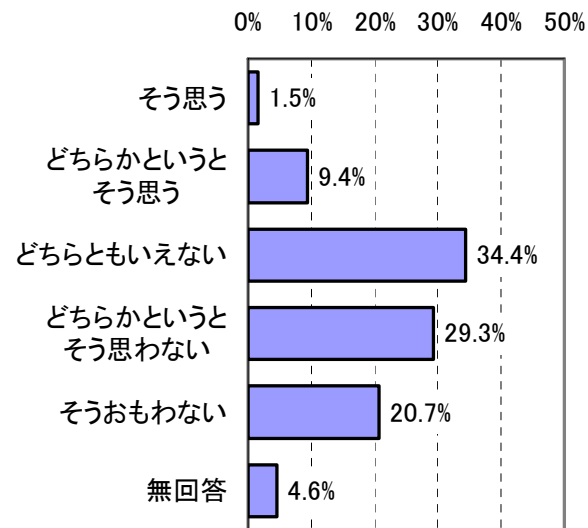
} 25%



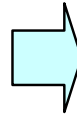
◆市民の声

☆「HIV感染者やハンセン病患者，刑を終えて出所した人，ホームレスなど，現代社会の様々な人権問題について，市民の正しい理解と認識は高まっている」と思う人は増加（京都市市民生活実感調査の経年比較）

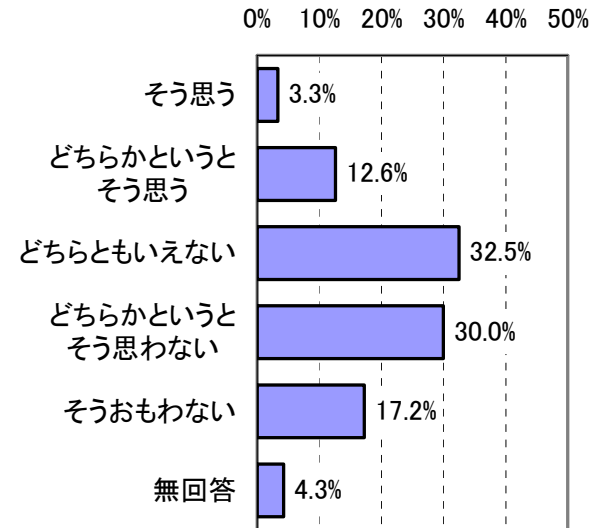
<平成16年度>



} 11%



<平成21年度>



} 16%



◆各区基本計画策定に当たって現時点で出された課題

下 京 区	・ 女性会においても後継者の育成が課題であり，若い世代が参加しやすいよう，役割の免除などの工夫をしている
南 区	・ 区民の人権意識は高いが，人権問題の解決に向け更に取組を進める
伏 見 区	・ 若い人や女性がまちづくりに参加できる仕組みづくり



3-2 主な分野別計画の概要

名称	京都市人権文化推進計画
策定年月	2005（平成17）年度
計画期間・目標年次	2005（平成17）年度～2014（平成26）年度
趣旨	現在も女性に対する暴力や子どもへの虐待をはじめ，様々な差別や偏見による人権上の課題が残っているほか，インターネットによる人権侵害などの新たな問題も発生しており，社会情勢の変化に的確に対応した人権擁護の取組が求められている。このため，これまでの取組の成果や現在の人権を巡る社会情勢を踏まえ，人権施策をより総合的，効果的に推進するため，今後の人権施策の基本方針等を示すものとして策定した。
主要施策と実施状況等	人権文化推進計画では，「個人の尊厳の保持及び可能性の伸展」「相互の人権の尊重」「人権の普遍性」「人権の日常性」を人権の基本的考え方に据え，「すべての人の人権を尊重する」「市民との協働（パートナーシップ）による推進」「総合的，戦略的な推進」を人権施策の基本方針に掲げている。 そのうえで，人権上の重要課題として「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「外国人・外国籍市民」「感染症患者等」「ホームレス」「その他の課題」について，今後の施策の在り方を示すとともに，「教育・啓発」（気づく・学ぶ），「保障」（支える），「相談・救済」（まもる）を人権施策を推進するうえでの3本柱とし具体的な取組項目を取りまとめている。 この人権文化推進計画の取組実績及び事業計画を，毎年度，全庁的な組織である人権文化推進会議（局区長級職員で構成）において確認し，関係部局間で連携をとりながら総合的，効果的な推進を図るとともに，学識経験者及び市民委員により構成される人権文化推進懇話会において，専門的観点及び市民の視点で外部から施策を点検し，人権に関する評価を行うことで，人権施策の進ちょくを図っている。
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000006417.html



名称	きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）
策定年月	2007（平成19）年3月（改定）
計画期間・目標年次	2007（平成19）年度～2010（平成22）年度
趣旨	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること
主要施策と実施状況等	「男女の人権の確立」 推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進 「働く場における男女共同参画の推進」 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進 推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進 推進施策20 子育てしながら働き続けられる条件整備 推進施策22 女性の職業能力の開発 「家庭や地域等における男女共同参画の推進」 推進施策28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上 推進施策32 地域における子育て支援の充実 推進施策65 男女の協力による地域の活性化の促進 「政策・方針決定過程への男女の均等な参画の促進」 推進施策53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備 推進施策54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保 実施状況：推進施策70項目のうち、「労働に関する調査・研究の推進」を除き、着手・継続実施中（21年度には全項目に着手）
ホームページ	http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000002492.html



3-3 融合委員会ワークショップ結果

未来像	重点戦略
○男女が共に仕事と家庭を両立	